



令和4年6月13日（月）岐阜県発表資料

| 担当課 | 担当係 | 担当者 | 電話番号 |
|-------------|--------|---------------|--|
| 商工・エネルギー政策課 | エネルギー係 | 子林 浩 伊藤 正剛 | 内線 4117 直通 058-272-8835 FAX 058-271-6873 |

「岐阜県目的地充電インフラ設備整備事業費補助金」 の募集開始

県では、2050年「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けて、電動車の普及を進めています。このたび、県内の宿泊事業者等が普通充電設備を導入する経費の一部を補助する「岐阜県目的地充電インフラ設備整備事業費補助金」を新設し、募集を開始しましたのでお知らせします。

記

1 補助事業者

県内の宿泊事業者及び観光事業者並びにこれらの事業者と提携して駐車場を運営する者

2 補助対象事業等

(1) 補助対象事業

県内の宿泊施設及び観光施設に付帯する駐車場またはこれらの施設が提携する駐車場にEV・PHVへ電気を供給する普通充電設備を整備する事業であって、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が定めるクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金交付規程（充電インフラ整備事業）に基づく補助金の交付を受けるもの

(2) 補助率・補助上限額

定格出力が6kW以上10kW未満の場合：補助率1/4以内 上限175千円

定格出力が6kW未満の場合：補助率1/4以内 上限125千円

3 募集期間

令和4年6月13日（月）～11月30日（水）17時15分 書類必着

4 申込方法

センターの交付決定を受けた日から30日以内に下記ホームページから申請書等をダウンロードし、下記申込先へ郵送または持参により提出してください。

トップページ>組織で探す>商工・エネルギー政策課>次世代エネルギーの普及に関すること>「岐阜県目的地充電インフラ設備整備事業費補助金」

県ホームページ <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/227859.html>

5 申込・問合せ先

岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課 エネルギー係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階

TEL：058-272-8835 FAX：058-271-6873

E-mail：c11351@pref.gifu.lg.jp

受付時間：8時30分～17時15分 月曜日～金曜日（祝日除く）